

建築構造物にかかる解体工事発注基準

【基本的な考え方】

建設業法の一部改正に伴い専門工種に「解体工事業」が設けられた趣旨に鑑み、建築構造物にかかる解体工事については、建物新增築工事や複数の工事種別の附帯工事を併せて発注する場合を除き「解体工事業」に発注する。なお、解体工事の附帯工事として「くい抜き工事」を併せて発注する場合も同様に「解体工事業」に発注する。

1. 発注基準

区分 (設計金額)	入札参加資格登録業種	建設業許可許可業種	参加形態	総合評定値(P点)	本店所在地	落札方式	入札方式	
解体工事のみ	1. 5億円以上	その他 (解体、撤去工事)	解体工事業	単独 or 2者JV	県内本店 / 県内一括	総合評価 価格競争	一般競争入札	
	5千万円以上			単				700点以上
	5千万円未満 1千万円以上							
	1千万円未満							
解体工事 +建物新增築工事	建築一式	建築工事業	（「建築一式」の発注基準を適用）					
解体工事 +附帯工事（※）								
電気設備や機械設備等個別設備の撤去のみ	電気設備 機械設備	電気工事業 機械器具 設置工事業	（「設備」の発注基準を適用）					

※解体工事と附帯工事を併せて発注する場合の取扱いについて

(1) 次のいずれかに該当する場合は、入札参加資格登録業種を「建築一式」とする。

- ①設計金額が500万円以上の附帯工事（くい抜き工事を除く。）が含まれる場合
- ②附帯工事（くい抜き工事を除く。）の種類が2以上である場合

(2) (1)の①及び②のいずれにも該当しない場合は、入札参加資格登録業種を「その他（解体、撤去工事）」とする。

3. 実施時期 令和3年6月1日以後に入札公告を行う工事から適用